

令和2年3月25日

福生市新型インフルエンザ等対策本部

本部長 加藤 育 男

新型コロナウイルスによる感染症に対する対策方針の変更について

新型コロナウイルスによる感染症に対する対策方針（令和2年3月16日決定。以下「対策方針」という。）に定める市のとるべき行動等について、「新型インフルエンザ発生時における事業継続計画（BCP）（平成22年1月決定）」が修正されたことに伴い、対策方針第5項第2号の規定に基づき、次の表のとおり対策方針の一部を変更する。

現 行	変更後
<p>1 とるべき行動等について</p> <p>(1) 福生市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対応</p> <p>新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大を防止するためにとるべき行動については、福生市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年12月決定）によるものとする。</p> <p>(2) <u>新型インフルエンザ発生時における事業継続計画（BCP）の準用</u></p> <p><u>市内で新型コロナウイルスが発生した場合の対応、体制等については、新型インフルエンザ発生時における事業継続計画（BCP）（平成22年1月決定）を準用するものとする。</u></p>	<p>1 とるべき行動等について</p> <p>(1) 福生市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対応</p> <p>新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大を防止するためにとるべき行動については、福生市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年12月決定）によるものとする。</p> <p>(2) <u>新型インフルエンザ等感染症発生時における事業継続計画（BCP）に基づく対応</u></p> <p><u>市内で新型コロナウイルスが発生した場合の対応、体制等については、新型インフルエンザ等感染症発生時における事業継続計画（BCP）（令和2年3月修正）によるものとする。</u></p>

附 則

本方針の変更は、令和2年3月25日から適用する。